

諮問日：令和5年4月10日（令和5年度（情）諮問第2号）

答申日：令和5年10月3日（令和5年度（情）答申第16号）

件名：東京地方裁判所における司法行政文書の開示申出にかかる延長通知の決裁
に関する文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

令和4年10月11日付け（同月13日受付）で申出（以下「別件開示申出」という。）がされた開示請求に対して、東京地方裁判所長名で発出された「通知期間の延長について（通知）」（令和4年11月14日付け）の決裁にかかわる文書の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和5年2月13日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和4年12月19日付（同月22日受付）の司法行政文書開示請求において開示請求した文書は「東京地方裁判所が、令和4年11月14日付で決裁をした文書の決裁に関する文書」であり、「該当文書は廃棄済みにより不開示」との決定の連絡を受けたが、これは決裁から一か月強の期間で、年度内の司法行政文書を廃棄したということになり、司法行政文書の扱いとして不適切である。また、このようなことが許されるのであれば、都合の悪い文書は全て、「廃棄」を理由に開示を拒否することが可能となるのではないか、ということが懸念される。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出に係る文書として、開示等の期限の延長の通知（以下「延長通知」という。）に係る決裁票（以下「本件対象文書」という。）が存在したが廃棄済みであった。
- 2 この点、司法行政文書開示手続においては、開示の申出があった日から原則として30日以内に開示等の通知を行い（取扱要綱記第8の3）、事務処理上の困難その他正当な理由により、取扱要綱記第8の3に定める期間内に開示等の通知をすることができないときは、開示申出人に対し、当該期間内に通知することができない旨、その理由及び通知の予定時期を適宜の方法で通知するとされている（裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について記第1の5の(3)）。

このように、司法行政文書開示手続においては、開示等の通知を行うために期限を管理する必要があるものの、開示等の通知を行った時点で、期限を管理する必要がなくなることから、東京地方裁判所においては、延長通知の発出に係る決裁文書については、意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績の合理的な跡付け又は検証に必要ではなく、保存期間を1年以上とする必要のないもの（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第4の3の(4)）として、事務処理上必要な期間が満了後速やかに廃棄している（平成24年12月6日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「実施通達」という。）記第11の2の(5)）。

そして、本件対象文書についても、当該延長通知の対象である別件開示申出に対して令和4年12月15日付けで不開示通知書を発出したことから、事務処理上必要な期間が満了したものとして廃棄した。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年4月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月25日 審議
- ④ 同年9月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の説明によれば、開示等の通知を行うために通知を行う期限を管理する必要があるものの、開示等の通知を行った時点で、当該期限を管理する必要はなくなることから、東京地方裁判所においては、延長通知の発出に係る決裁文書については、意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績の合理的な跡付け又は検証に必要ではなく、保存期間を1年以上とする必要のないものとして事務処理上必要な期間が満了した後速やかに廃棄しているとのことである。そして、このような取扱いは、意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績の合理的な跡付け又は検証に必要ではなく、保存期間を1年以上とする必要のないものを短期保有文書に該当するものと定める管理通達記第4の3の(4)の規定及び短期保有文書については事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとする実施通達記第11の2の(5)の規定に違背するものではない。

あわせて、当委員会庶務を通じて確認したところによれば、本件対象文書に係る延長通知の対象である別件開示申出については、令和4年12月15日に不開示通知書を発出したものと認められ、前記実施通達記第11の2の(5)の規定に照らすと、本件対象文書が、同日後、本件開示申出がされるまでの間に廃棄されていたとしても不合理ではない。

- 2 苦情申出人は、決裁から一か月強の期間で、年度内の司法行政文書を廃棄したということになり、司法行政文書の扱いとして不適切である旨主張するが、本件対象文書を廃棄済みであるとの説明が是認できることは上記のとおりであ

る。

- 3 以上のおりであるから、原判断については、東京地方裁判所において本件開示申出に係る文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子